

平成 25 年 7 月 12 日

## 投資信託に係るトータルリターンの通知に当たってのガイドライン制定案

## 1. 「受益証券等の直接募集等に関する規則」本文及び附則について

規則本文及び附則の内容	ガイドライン
<p>(投資信託の損益の通知)</p> <p>第 10 条の 2 正会員は、振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託(委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいう。以下この条において同じ。)について、細則の定めるところにより顧客に当該投資信託に係る損益(細則において「トータルリターン」という。)を通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施し、実施日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託について適用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託のトータルリターンの通知に係る具体的な内容は細則で定めているが、細則も「受益証券等の直接募集等に関する規則」の一部の位置付けである。</li> <li>・一方、本ガイドラインは、投資信託のトータルリターンの通知に係る実務上の取扱いや留意点を取りまとめたものである。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正規則の実施日(平成 26 年 12 月 1 日)以降に顧客が新たに買い付けた投資信託については、トータルリターンを通知しなければならない。したがって、改正規則の実施日から、トータルリターンの通知の対象となるデータの蓄積を開始しなければならない(改正規則の実施日は通知の開始日ではない)。</li> <li>例えば、計算基準日を 12 月 31 日としている会社は、平成 26 年 12 月 1 日(改正規則の実施日)から同年 12 月 31 日までの間に顧客が新たに買い付けた投資信託について、トータルリターンの初回の通知を行う必要がある。</li> <li>・改正規則の実施日前から顧客が保有している投資信託の銘柄を改正規則の実</li> </ul>

規則本文及び附則の内容	ガイドライン
	<p>施日以降に買い付けた（追加購入した）場合、トータルリターンの正確な計算ができない場合があり得るため通知の対象とはせず、各正会員の自主的な対応に委ねることとし（下記を参照）、改正規則の実施日以降に新たに買い付けた（新規購入した）投資信託の銘柄についてトータルリターンを通知しなければならないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正規則の実施日前から顧客が保有している投資信託の取扱いについては各正会員の自主的な対応に委ねるが、本規則の改正日（平成 25 年〇月〇日）以降に顧客が新たに買い付けた投資信託については、トータルリターンを通知するよう努めるものとする。本規則の改正日に遡っての対応が困難な場合は、各正会員において対応が可能な日付を定め、その日以降に顧客が新たに買い付けた投資信託について、トータルリターンを通知するよう努めるものとする。</li> <li>・また、本規則の改正日より前に買い付けた投資信託についても、各正会員が既に行っている通知からの変更の要否やその大きさ、過去データ取り込みの可能性や容易性、取り込む場合に必要となるコスト等を検証し、各正会員において可能な範囲において積極的に対応することが望まれる。</li> <li>・なお、改正規則の実施日前から顧客が保有している投資信託の取扱いについては、各正会員で扱うすべての投資信託を一律に扱うのではなく、一般口と累積投資口の別、その他毎月分配型等の銘柄単位で、トータルリターンの通知の対象とする年月日を違えてもよい。</li> </ul>

2. 「受益証券等の直接募集等に関する規則に関する細則」について

(1) 対象とする投資信託の範囲

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>① トータルリターンの通知は、正会員が振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託（規則第 10 条の 2 に規定する投資信託をいう。以下同じ。）のうち、募集（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、以下「金商法」という。）第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集をいう。）が行われたものを対象とする。</p> <p>② 上記①にかかわらず、次に掲げる投資信託はトータルリターンの通知の対象外とすることができる。</p> <p>イ 顧客の買付時において取引所金融商品市場において取引が行われていた投資信託</p> <p>ロ 投資一任契約（金商法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する契約をいう。）に基づく運用対象として顧客が買い付けた投資信託</p> <p>ハ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）第 65 条第 2 号イからハマまでに掲げる投資信託</p> <p>ニ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年府令第 129 号）第 13 条第 2 号イ又はハに掲げる投資信託をいう。）</p> <p>ホ アンブレラ型投資信託（投資信託の運営に際して、複数のサブファンドをまとめて一つのファンドとして運営される投資信託をいう。）のうち、次のすべてを満たすものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募投資信託を対象とし、私募投資信託は対象としない。</li>   <li>・いわゆる ETF（上場投信）や上場 REIT（上場不動産投信）は対象外とすることができる。</li> <li>・顧客の買付時に上場していれば、その後に上場廃止等となっても、引き続き対象外とすることができる。</li>   <li>・いわゆる SMA やファンドラップ等により保有する投資信託は対象外とすることができる。</li>   <li>・いわゆる MRF や MMF は対象外とすることができる。</li>   <li>〔 外国投資信託は含まれないため、いわゆる外国公社債投資信託は対象外とすることはできない。 〕</li>   <li>・いわゆるブル・ベア型ファンドは、資金待機のためのマネープールファンドをアンブレラ下に有する場合が多いが、同一アンブレラ下にあるサブファンドは、マネープールファンドを含めすべて対象外とすることができる。</li> </ul>

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>a 投資信託約款等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等に連動（一定倍の連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ブル型ファンド）及び逆連動（一定倍の逆連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ベア型ファンド）並びに安定的運用を行い一時的な資金待機を目的とする旨が記載されているサブファンド（マネープールファンド）のうち、いずれか2つ以上を含むものであること</p> <p>b サブファンド（a以外のサブファンドを含む。cにおいて同じ。）間でのスイッチングが可能とされているものであること</p> <p>c 年2回を超える分配を行うサブファンドを含むものでないこと</p> <p>へ 勤労者財産形成貯蓄制度における貯蓄契約（勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条第1項、第2項及び第4項に規定する貯蓄契約をいう。）であって、預貯金等の額が定期的に通知（勤労者財産形成促進法施行令（昭和46年政令第332号）第13条の20に規定する通知をいう。）される投資信託及びミリオン型投資信託</p> <p>ト 確定拠出年金（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第1項に規定する確定拠出年金をいう。）制度により拠出された資金により買付けられた投資信託</p> <p>チ 当該正会員と当該顧客との間で買付契約を締結したもので</p>	<p>ただし、ブル・ベア型ファンドに加え、年2回を超える分配を行うサブファンドを有するアンブレラ型投資信託については、すべてのサブファンドがトータルリターンの通知の対象となる。</p> <p>また、ブル型ファンド（又はベア型ファンド）のみで構成される投資信託については、トータルリターンの通知の対象となる。</p> <p>・顧客が相続により取得した投資信託及び他社から移管（事業譲渡に伴う移管</p>

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>はない投資信託</p> <p>ただし、正会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託については、下記③のとおり取り扱う。</p> <p>リ 自社の口座間において移管された投資信託</p> <p>ヌ 顧客が継続して10年以上を超えて保有している投資信託</p> <p>③ 正会員間の合併又は会社分割により引き継いだ顧客が保有する投資信託については、存続会社又は承継会社等がトータルリターンの通知を行う。</p> <p>この場合、顧客が当該投資信託を保有していた全期間についてトータルリターンの通知を行う。ただし、情報の引継ぎが困難である場合は、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額とする、又は、入庫前の累計受取分配金はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。</p>	<p>を含む。)された投資信託は、当該顧客が自社において買付を行っていないので対象外とすることができる。なお、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額として通知の対象としてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非課税口座（NISA 口座）から課税口座への移管、その他自社の口座間において移管された場合、移管後の投資信託は対象外とすることができる。</li> <li>・顧客が追加買付を行った場合でも、最初の買付から10年を超えて継続して保有している場合には、対象外とすることができる。</li> <li>・各正会員の判断により、10年を超えてトータルリターンを通知することは差し支えない。この場合、計算や通知の方法等について細則に定められた方法等に従う必要はない。</li> <li>・合併又は会社分割の場合には、顧客の情報を引き継ぐと考えられるが、使用システムが異なる等、引継ぎが困難な場合もあることを想定して、入庫日の時価等を買付金額とすることや入庫前の累計受取分配金を含めないことも認めることとする。</li> </ul> <p>・なお、「(1) 対象とする投資信託等の範囲」①から③の取扱いについては、顧客が知り得るような環境を整備するものとする（「(6) 通知の内容」③参照）。</p>

(2) 対象とする顧客の範囲

細則の内容	ガイドライン
<p>個人の顧客（特定投資家を除く。）を対象とする。                      なお、特定投資家及び法人の顧客を対象に加えることもできる。</p>	

(3) トータルリターンの計算方法

細則の内容	ガイドライン
<p>① トータルリターンは、次の計算式により算出された金額とする。                      (「イ 評価金額」 + 「ロ 累計受取分配金額」 + 「ハ 「累計売付金額」) - 「ニ 累計買付金額」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トータルリターンは金額で示される（百分率で示されるものではない。）。</li> <li>・ 各種投資信託のトータルリターンの計算の取扱いは、次のとおりである。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. アンブレラ型投資信託（「(1) 対象とする投資信託の範囲」②ホに該当するものを除く。）                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>サブファンド毎にトータルリターンを計算する。</li> </ul> </li> <li>ロ. 顧客が一般口と累積投資口において同一の投資信託を保有している場合                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれでもよいこととする。   <ul style="list-style-type: none"> <li>①一般口と累積投資口の別にトータルリターンを計算する。</li> <li>②一般口と累積投資口を合算してトータルリターンを計算する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>ハ. 顧客が複数口座において同一の投資信託を保有している場合                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客が、非課税口座（NISA 口座）と課税口座や特定口座と一般口座において同一銘柄を保有している場合等の複数口座において同一の投資信託を保有している場合は、次のいずれでもよいこととする。   <ul style="list-style-type: none"> <li>①それぞれの口座ごとにトータルリターンを計算する。</li> <li>②複数口座を合算してトータルリターンを計算する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
	<p>[注1] 非課税口座（NISA 口座）で保有している投資信託もトータルリターンの通知の対象である。</p> <p>[注2] 非課税口座（NISA 口座）から課税口座に移管する場合には、移管後の投資信託については、トータルリターンの通知の対象外とすることができる（「(1) 対象とする投資信託の範囲」②リ参照）。</p> <p>ニ. 複数の営業所や複数の販売チャネル（対面取引による販売チャネル、インターネット取引による販売チャネル等）において顧客が同一の投資信託を保有している場合</p> <p>次のいずれでもよいこととする。</p> <p>①営業所ごと又は販売チャネルごとにトータルリターンを計算する。</p> <p>②複数の営業所や複数の販売チャネルを合算してトータルリターンを計算する。</p> <p>ホ. 顧客の保有期間中に受益証券の分割・併合や投資信託自体の併合がなされた場合</p> <p>顧客の保有期間中に受益証券の分割・併合がなされた場合、分割・併合以降ではなく、当該顧客の全保有期間のトータルリターンを計算する。</p> <p>顧客の保有期間中に投資信託自体の併合がなされた場合、新設される投資信託についてトータルリターンを計算する。この場合、新設される投資信託の入庫日の時価等を買付金額とする、又は、旧投資信託の累計受取分配金額はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。</p> <p>・上記イからホの取扱いについては、顧客が知り得るような環境を整備するものとする（「(6) 通知の内容」③参照）。</p>

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>② 投資信託において、計算式の各計算要素の数値は、次のとおりとする。</p> <p>イ 評価金額とは、計算基準日現在において当該顧客が保有している当該投資信託のすべての口数を評価して得られた金額とする。</p> $\text{評価金額} = [\text{計算基準日現在の基準価額}] \times [\text{計算基準日現在の保有口数}] \div [\text{計算口数}]$ <p>(注) 基準価額に代えて解約価額を用いることもできる。</p> <p>ロ 累計受取分配金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡金額(税引後)の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。</p> $\text{累計受取分配金額} = [\text{分配金受渡金額の累計}]$ $\text{分配金受渡金額} = [\text{当期の分配金額} (1 \text{口当たりの分配金} \times \text{保有口数})] - [\text{当期の分配金額に係る税額}]$ <p>(注1) 累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含めることもできる。ただし、その場合は、再投資分を累計買付金額にも含めること。</p> <p>(注2) 分配金受渡金額は税引前の金額を用いることもできる。</p> <p>ハ 累計売付金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における売却金額の累計をいう。</p> $\text{累計売付金額} = [\text{売却金額の累計}]$ $\text{売却金額} = [\text{解約価額}] \times [\text{換金口数}] \div [\text{計算口数}] - [\text{換金手数料}] - [\text{換金手数料に係る消費税額}]$	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を引いた価額をいう。</li>   <li>・当期の分配金額の計算式は例示であり、他の計算式を用いてもよい。</li> <li>・分配金受渡金額は、分配金支払時のいわゆる精算金額と一致しなくてもよい。</li>   <li>・売却金額は、換金時のいわゆる精算金額と一致しなくてもよい。</li> <li>・解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を引いた価額をいう。</li> </ul>



細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>二 累計買付金額とは、当該投資信託の買付金額の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。</p> <p>累計買付金額＝ [買付金額の累計]  買付金額＝ [約定代金（基準価額×買付口数÷計算口数）]  ＋ [販売手数料]＋ [販売手数料に係る消費税額]</p> <p>(注) 累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含める場合は、当該再投資分を累計買付金額にも含めること。</p> <p>③ 外貨建の投資信託については、当該投資信託の建通貨（外貨）ベースでトータルリターンを計算する。ただし、円貨ベースでトータルリターンを計算することもできる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買付金額とは、買付時のいわゆる精算金額をいう。</li> <li>・ 買付時に販売手数料以外の手数料や費用を顧客が支払う投資信託については、当該手数料や費用及びそれらに係る消費税額を含めて買付金額を計算することもできる。</li> </ul> <p>・ ①建通貨（外貨）ベースでトータルリターンを計算・通知する、②円貨ベースでトータルリターンを計算・通知する、③建通貨（外貨）ベース及び円貨ベースの両方でトータルリターンを計算・通知する、のいずれの方法も認められる。</p> <p>・ なお、「(3) トータルリターンの計算方法」①から③の取扱いについては、顧客が知り得るような環境を整備するものとする（「(6) 通知の内容」③参照）。</p>

(4) 通知の方法

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>① トータルリターンの通知は、次のいずれかの方法により行う。</p> <p>イ 書面の交付</p> <p>ロ ファクシミリ装置を用いた送信</p> <p>ハ 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第1号に規定する電子メール</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知の具体的な方法については、細則において定められていないので、他の書類と同封する、トータルリターンについて記載された書類のみを単独で通知する等、各正会員が適当と考える方法で通知すればよい。</li> <li>・ ホームページの顧客専用画面（ログイン後の画面）に表示する方法は、二に該当する。</li> </ul>

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>をいう。)を用いる送信</p> <p>二 インターネットその他の電気通信回線を用いる送信</p> <p>② 上記①ロから二に定める方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による交付の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うこともできる。</p> <p>③ 上記①にかかわらず、平成 29 年 11 月 30 日までは、顧客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法により、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は上記①イから二に定める方法のいずれ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初、トータルリターンの通知を「イ 書面の交付」の方法より行っていた顧客について、「二 インターネットその他の電気通信回線を用いる送信」の方法による通知に変更する等、通知の方法を変更することもできる。この場合、それぞれの通知の方法に必要とされる「(4) 通知の方法」②又は④の規定による同意・通知の手続きを経たうえで変更することを要する。</li> <li>・同意の方法は問わない（口頭、書面、ファクシミリ、電子メール又はホームページの顧客専用画面等による同意のいずれでもよい。）が、「(4) 通知の方法」①ロから二に定める方法（例：電子メールにより送信）で通知することについて、顧客から事前の同意が必要である。なお、「(4) 通知の方法」①二の方法により通知する場合においては、顧客から「書面による通知（「(4) 通知の方法」①イの方法）を希望する」旨の申出がない限りホームページの顧客専用画面での表示によりトータルリターンを通知する旨を記載した書面を送付し、顧客からの当該申出がないことをもって同意を得たこととすることも考えられる。</li> <li>・「電磁的方法」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 56 条第 1 項に規定する「電磁的方法」をいう。</li> <li>・「(4) 通知の方法」①二の方法による場合、上記の同意を得るための書面の通知（又は、左記ただし書きの同意に代わる書面の通知）と「(4) 通知の方法」④の書面の通知を一つの書面により行うこともできる。</li> </ul>

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>でも差し支えない。</p> <p>④ 上記①二に定める方法により又は③に基づき顧客の照会によりトータルリターンを通知する場合、顧客がこれらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができるようになるときまでに、これらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができる旨を書面により顧客に通知する。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により通知を行うこともできる（下記（6）「通知の内容」②に規定する通知において同じ。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページの顧客専用画面に表示又は顧客からの照会に対する回答の方法により通知する場合には、顧客への事前の書面等による通知を必要とする。</li> <li>・ 「顧客がこれらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができるようになるときまで」とは、インターネットその他の電気通信回線により顧客にトータルリターンが送信されるまで（「（4）通知の方法」①二の方法による場合）又は顧客がトータルリターンの照会を行うことができるときまで（「（4）通知の方法」③の方法による場合）を指す。</li> <li>・ 「電磁的方法」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第56条第1項に規定する「電磁的方法」をいう。</li> <li>・ なお、「（4）通知の方法」②又は④の同意・通知は、改正規則の実施日より前に行うことができる。</li> </ul>

（5）通知の頻度及び計算基準日

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>① 上記（4）①に定める方法によるトータルリターンの通知は、年1回以上行う。この場合において、トータルリターンの計算基準日は各正会員で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンを当該顧客に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計算基準日は、各正会員が任意で定める。</li> <li>・ 対面顧客とインターネット利用顧客等のチャンネルにより異なる通知頻度や計算基準日を設定してもよい。また、通知に係る事務処理等を勘案し、顧客をいくつかのグループに分け、グループ毎に計算基準日を設定してもよい。</li> <li>・ 当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンに加え、当該計算期間中（前回の計算基準日の翌日から当該計算基準日まで）に顧客が全部売却した投資信託のトータルリターンを通知することもできる。</li> <li>・ 規則上の定めとしては、通知の頻度は年1回以上とするが、顧客のニーズ等を勘案し、各正会員において、通知の頻度についてより積極的な対応（例え</li> </ul>

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>② 上記(4)③に基づき通知する場合、トータルリターンを年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。</p>	<p>ば、取引残高報告書と同じ頻度で通知する、又は通知の頻度は年1回以上とするが、計算は毎月し、顧客からの問合せがあれば直近に計算したトータルリターンを回答する等)を採ることが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの顧客専用画面に表示する方法であっても、トータルリターンの計算は年1回以上行えばよい。この場合、当該画面等いつを計算基準日とする計算であるかを明示する等して、顧客に誤解を与えないよう留意するものとする(計算基準日を含め通知の内容については、「(6)通知の内容」①を参照)。</li> <li>・顧客への照会に回答する場合でも、規則上の定めとしては、トータルリターンの計算は年1回以上行えばよい。この場合、いつを計算基準日とする計算であるかを告げ、顧客に誤解を与えないよう留意するものとする(計算基準日を含め通知の内容については、「(6)通知の内容」①及び②を参照)。</li> </ul>

(6) 通知の内容

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>① トータルリターンの通知には、次の事項を含めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 投資信託の名称</li> <li>ロ 計算基準日</li> <li>ハ 評価金額</li> <li>ニ 累計受取分配金額及び累計売付金額(両者の和である累計受取金額を通知することも可とする。)</li> <li>ホ 累計買付金額</li> <li>ヘ トータルリターンの額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(4)通知の方法」①イから二のいずれの方法によるかを問わず、左記の事項についてトータルリターンを通知する必要がある。</li> <li>・「評価金額」、「累計受取分配金額」、「累計売付金額」、「累計買付金額」、「トータルリターン」等の左記イからチの用語について、通知に当たり左記イからチと別の用語を用いることができる。ただし、通知される数値(金額)は、細則「(3)トータルリターンの計算方法」に従い算出されたものであることを要する。</li> <li>・通知の記載例は、次のとおりである。</li> </ul>

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン																
<p>ト トータルリターンの計算式</p> <p>チ 書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨</p> <p>リ その他、正会員が必要と認める事項</p> <p>② 上記①にかかわらず、上記（４）③に基づき口頭により回答する場合において、顧客に上記①ト及びチを書面により事前に通知している場合には、上記①イ、ロ、へ及び正会員が必要と認める事項について回答することができる。</p> <p>③ トータルリターンの通知に関し、トータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲及びトータルリターンの計算式の各計算要素の基準について顧客が知り得るような環境を整備しな</p>	<p>&lt;記載例&gt;</p> <p style="text-align: right;">計算基準日：平成 XX 年 XX 月 XX 日</p> <table border="1" data-bbox="1137 317 2056 614"> <thead> <tr> <th>投資信託の名称</th> <th>評価金額 [A]</th> <th>累計受取分配金額 [B]</th> <th>累計売付金額 [C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇投資信託</td> <td>XXX 円</td> <td>XXX 円</td> <td>XXX 円</td> </tr> <tr> <td>累計買付金額 [D]</td> <td colspan="3">トータルリターン [A+B+C-D]</td> </tr> <tr> <td>XXX 円</td> <td colspan="3">XXX 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*本表の金額は、確定申告などの税額計算で使用することはできません。</p> <p>[注] 累計受取分配金額 [B] と累計売付金額 [C] を合わせて「累計受取額」としてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の履歴（断面）をシステム上に保存すること及び通知書面の保存は任意とし、過去に通知したトータルリターンの履歴についての保存義務は規則では定めていない。</li> <li>左記に規定する書面による事前の通知は、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により行うこともできる（「（４）通知の方法」④を参照）。</li> <li>「（４）通知の方法」①イから二の方法に加え、各正会員における任意の対応として顧客からの照会に対してトータルリターンを回答する場合であっても、「イ 投資信託の名称」、「ロ 計算基準日」及び「ト トータルリターンの額」について回答することが望ましい。</li> <li>「トータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲」として考えられる事項は、例えば、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①どのような投資信託を通知の対象としているか（例：通知の対象とならな</li> </ul> </li> </ul>	投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金額 [B]	累計売付金額 [C]	〇〇投資信託	XXX 円	XXX 円	XXX 円	累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]			XXX 円	XXX 円		
投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金額 [B]	累計売付金額 [C]														
〇〇投資信託	XXX 円	XXX 円	XXX 円														
累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]																
XXX 円	XXX 円																

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン										
<p>ればならない。</p>	<p>い投資信託（細則上対象外とすることができる投資信託を含む。）を周知する。）</p> <p>②いつ時点からの新規買付けを通知の対象としているか（例：〇年〇月以降に新たに買い付けた投資信託を通知の対象としている旨を周知する。）</p> <p>[注] 改正規則の実施日前に顧客が買い付けた投資信託を含め顧客が保有しているすべての投資信託（トータルリターンの通知の対象となる投資信託に限る。）をトータルリターンの通知の対象としている場合には、②については顧客が知り得るような環境を整備する必要はない。</p> <p>・「トータルリターンの計算式の各計算要素の基準」として考えられる事項は、例えば、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1111 703 2056 1145"> <thead> <tr> <th>計算式の要素</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価金額</td> <td>・基準価額（又は解約価額）により算出していること</td> </tr> <tr> <td>累計受取分配金額</td> <td>・税引後（又は税引前）の額により算出していること ・口座移管の場合に移管前の分配金は含まない等の特別な取扱いしている場合にはその取扱い内容</td> </tr> <tr> <td>累計売付金額</td> <td>・手数料等を差し引いて算出していること</td> </tr> <tr> <td>累計買付金額</td> <td>・手数料等を含めて算出していること ・口座移管の場合に移管時の時価を用いる等の特別な取扱いをしている場合にはその取扱い内容</td> </tr> </tbody> </table> <p>・トータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲及びトータルリターンの計算式の各計算要素の基準（以下「トータルリターンの範囲等」という。）を顧客が知り得るような環境としては、例えば、次のとおり考えられる。</p> <p>①トータルリターンの通知文にトータルリターンの範囲等を記載する。</p>	計算式の要素	基 準	評価金額	・基準価額（又は解約価額）により算出していること	累計受取分配金額	・税引後（又は税引前）の額により算出していること ・口座移管の場合に移管前の分配金は含まない等の特別な取扱いしている場合にはその取扱い内容	累計売付金額	・手数料等を差し引いて算出していること	累計買付金額	・手数料等を含めて算出していること ・口座移管の場合に移管時の時価を用いる等の特別な取扱いをしている場合にはその取扱い内容
計算式の要素	基 準										
評価金額	・基準価額（又は解約価額）により算出していること										
累計受取分配金額	・税引後（又は税引前）の額により算出していること ・口座移管の場合に移管前の分配金は含まない等の特別な取扱いしている場合にはその取扱い内容										
累計売付金額	・手数料等を差し引いて算出していること										
累計買付金額	・手数料等を含めて算出していること ・口座移管の場合に移管時の時価を用いる等の特別な取扱いをしている場合にはその取扱い内容										

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>附 則</p> <p>この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施し、実施日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託について適用する。</p>	<p>②インターネットその他の電気通信回線を用いる送信により通知する場合には、ホームページの画面上にトータルリターンの範囲等を表示する。</p> <p>③顧客にはじめてトータルリターンを通知する前又は通知する際にトータルリターンの範囲等が記載された書面を送付する。</p> <p>④トータルリターンの範囲等について自社のホームページに表示するとともにトータルリターンの範囲等が表示されているホームページのアドレス及び顧客からの要請がある場合にはトータルリターンの範囲等が記載された書面を送付する旨をトータルリターンの通知文に記載する。</p> <p>[注] トータルリターンの範囲等については、すべての事項を同じ方法で周知する必要はなく、事項に応じて上記①から④の方法を組み合わせることも考えられる。また、顧客に応じて上記①から④の方法を組み合わせることも考えられる。</p> <p>・トータルリターンの範囲等について顧客に通知する際には、顧客にとって分かりやすい用語を用いることに留意する。</p>

以 上